

○時間外勤務

・概要

- (1) 教育職員（教職調整額を受ける職員）については勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務を命じないものであるとしている。しかし、勤務条件の特殊性により正規の勤務時間により難しいものがあると認める場合は、原則として給特条例第7条第2項第1号から第4号までに掲げる業務（以下「**限定4項目の業務**」という）に従事する場合とし、かつ、臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限り勤務時間を変更することができる。
- (2) 教育職員以外の職員に時間外勤務を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。
- (3) 市町村立小・中・養護学校については市町村教育委員会関係規程により、それぞれ校長が行うものと規定している。

・関係法令等

- (1) 福島県教育庁等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程 第6条第7項
- (2) 福島県教育庁等に勤務する職員の勤務時間等に関する取扱要領 第2-6・7
- (3) 福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例 第7条第2項・3項
- (4) 福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する規則 第3条
- (5) 市町村の公立学校職員の勤務時間に関する規則等

・事務処理

時 期	処 理 内 容
事由の発生	勤務時間の確認
変更簿の作成	限定4項目の業務 （修学旅行等泊まりを伴う児童生徒引率指導業務は除く）の場合、対象教育職員分まとめて「勤務時間の変更簿（様式VII）」へ記入 対象教育職員分まとめて1枚使用 限定4項目の業務 のうち、修学旅行等泊まりを伴う児童生徒引率指導業務の場合、対象教育職員分ごと1人1枚ずつ「修学旅行等泊まりを伴う児童生徒引率指導業務にかかる勤務時間の変更簿（様式VII-2）」へ記入 対象教育職員各々1枚使用
決 裁	校長決裁 変更する前の前週まで
周 知	職員へ周知、該当職員から確認印を押してもらう
保 管	変更簿の保管

・留意事項

- (1) 勤務時間の変更について
 - ① 市町村教育委員会の関係規定により、それぞれ校長が行う。
 - ② 当該特定の日属する週を含む2週間の勤務時間を平均した1週間当りの勤務時間が、勤務時間を変更する前と後において同じとなるように勤務時間を変更することができる。
 - ③ 勤務時間の変更を行うにあたっては、当該特定の日属する週を含む2週間の勤務時間を割り振り、勤務時間を変更する前の前週までに、2週間分の勤務時間の割振りを所属教育職員に周知する。
 - ④ 特に臨時又は緊急にやむを得ない必要がある場合には、所属教育職員への周知は、勤務時間を変更する一定時間前であってもやむを得ない。
 - ア 「特に臨時又は緊急にやむを得ない必要がある場合」とは
下記(2)①エの(ア)の場合等、客観的事実により、当初想定した業務の繁閑に大幅な変更が生じる場合が該当する。
 - イ 「一定時間」とは
該当する教育職員が勤務時間の変更適切に対応することができるだけの合理的な時間をいう。
 - ⑤ 妊産婦、育児を行う者等である職員については、適切な配慮をするよう努めなければならない。
- (2) 時間外勤務を命ずる場合の**限定4項目の業務**について
 - ① 業務の種類
 - ア 校外実習その他生徒の実習に関する業務
小中学校は該当しない。

- イ 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- (7) 行事に関するものとして
- a 学芸的行事（学芸会、文化祭等に類するもの。）
 - b 健康安全・体育的行事（運動会、体育祭等に類するもの。）
 - c 遠足又は旅行・集団宿泊的行事（遠足、修学旅行、集団宿泊指導等に類するもの。）
- ※ 「行事」とは、学習指導要領の定める上記 a～c に相当するもの。
- ウ 職員会議に関する業務
- 市町村教育委員会の関係規定により、学校に置かれるもの。
- エ 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合、その他やむを得ない場合に必要な業務
- (7) やむを得ない場合に必要な業務とは
- a 非常災害の場合
 - b 児童又は生徒の負傷疾病等人命に関わる場合
 - c 非行防止に関する児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合
- ② 業務別による取扱い
- ア 修学旅行等泊まりを伴う児童生徒引率指導業務を除く業務の場合
- (7) 勤務時間の変更の結果、週休日としての日が増加する勤務時間の変更はできない。
 - (イ) 勤務時間を変更した場合、時間を延長した日に年次有給休暇を取るときには、時間単位で取る。
 - (ロ) 勤務時間を変更した場合の記録は、変更簿によるものとし、出勤簿上の表示は要しない。
 - (エ) 対象者が教育職員全員の場合は、該当職員の押印は要しない。
- イ 修学旅行等泊まりを伴う児童生徒引率指導業務の場合
- (7) 引率指導業務は、教員特殊業務手当2号業務に相当するもの。
 - (イ) 勤務時間の変更は、引率指導業務に従事する日の属する週を含む2週間以内において、引率指導業務従事期間以外の授業等の公務を考慮し、8時間を限度として校長が行う。
 - (ロ) 修学旅行引率業務に関しては、出発日の前日が勤務日である場合は、原則として、出発日の前日の勤務時間を4時間とし、さらに、帰着日の翌日以降に、公務運営上支障のない範囲で4時間の勤務時間の変更を行う。
 - (エ) 一つの指導業務であって、その泊数を問わない。
 - (オ) 勤務時間の変更の結果、週休日としての日が増加する勤務時間の変更はできない。
 - (カ) 引率指導業務が、学年単位又は学校単位で実施する場合であって、週休日又は休日にかかる場合の週休日の振替又は代休日の指定の取扱いは、従来どおりの措置を講ずる。
 - (キ) 教員特殊業務手当は、従来どおり支給される。
 - (ク) 勤務時間を変更した場合の記録は、変更簿へよるものとし、出勤簿上の表示は要しない。
- (3) 教育職員の週休日等における引率業務について
- 「週休日の振替等」及び「教員特殊業務手当」を参照する。
- (4) 事務職員及び栄養職員は、勤務時間の変更簿によらない。

以下余白